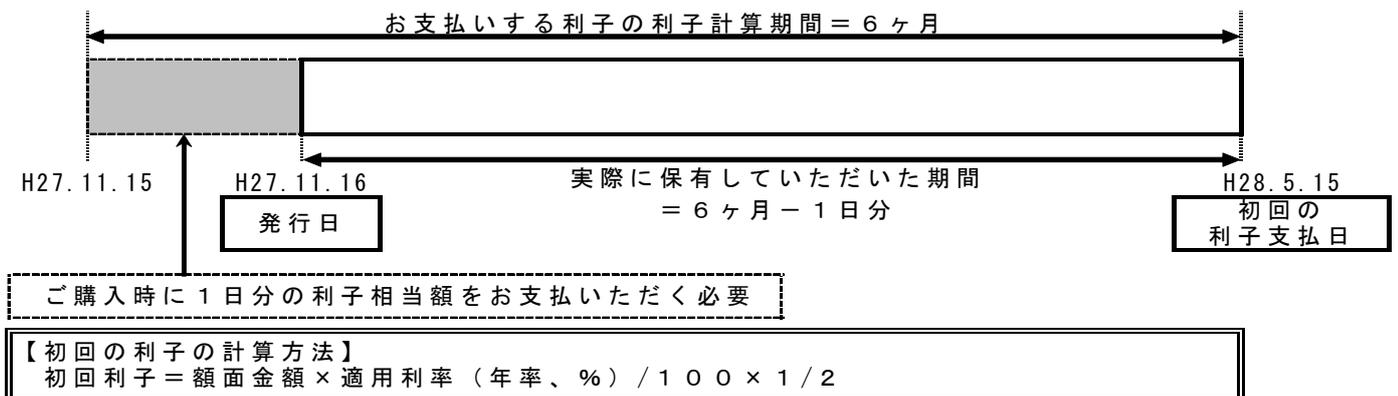


平成28年4月募集の個人向け国債から初回の利子の計算方法が変わります

1. 従来 of 計算方法

平成28年3月募集(4月発行)までの個人向け国債の初回の利子は、発行月の6ヶ月後の15日に、一律6ヶ月分の利子を国がお支払いすることとしていました。しかし、発行日が15日以外の場合、実際に保有していただいた期間(発行日から初回の利子支払日)が6ヶ月に満たないこととなります。そのため、利子計算期間(6ヶ月間)に満たない日数分の利子相当額については、あらかじめ購入される時にお支払いいただく必要がありました。

○ 平成27年10月募集の個人向け国債の場合



2. 新しい計算方法

平成28年4月募集(5月発行)以後の個人向け国債の初回の利子は、実際に保有していただいた期間(発行日から初回の利子支払日)に対応した利子を国がお支払することとなります。したがって、発行日が15日以外の場合でも、ご購入時にあらかじめ利子相当額をお支払いいただく必要はなくなります。

○ 平成28年4月募集の個人向け国債の場合

